

## 鹿児島県事業継続一時支援金に関するよくあるご質問 Q & A

※Q & Aは随時更新してまいります。

令和3年7月26日

### 目次

	頁
<b>1 概要について</b>	
Q 1-1. 支援金の概要について教えてください。	・・・ 3
Q 1-2. 支援金の使い道に制限はありますか。	・・・ 3
Q 1-3. 算出方法における事業収入とは何ですか。	・・・ 3
Q 1-4. 副業の売上が減少している場合、対象となりますか。	・・・ 3
Q 1-5. どうやって売上減少率を計算するのですか。	・・・ 4
Q 1-6. 令和3年5月の売上減少率を算出すると、49.9%でした。小数点以下の取り扱いについて教えてください。	・・・ 4
Q 1-7. 新型コロナウイルスの影響を受け、令和3年6月末まで休業し、7月から再開しています。5・6月の売上高はゼロであるため、売上減少率は100%となりますが、申請できますか。	・・・ 4
Q 1-8. 令和3年6月の売上が50%以上減少する可能性があります。まだ確定していません。見込みでも申請できますか。	・・・ 4
Q 1-9. 複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできますか。	・・・ 4
Q 1-10. 前回の県事業継続緊急支援金を受給しましたが、今回も申請できますか。	・・・ 4
Q 1-11. 今回の一時支援金は、複数回受給することはできますか。	・・・ 5
<b>2 国の月次支援金との関係について</b>	
Q 2-1. 国の月次支援金と重複して受給できますか。	・・・ 5
Q 2-2. なぜ国の月次支援金との併給が認められないのですか。	・・・ 5
Q 2-3. 国の月次支援金と県事業継続一時支援金は、それぞれどのような事業者が対象になるのですか。	・・・ 6
Q 2-4. 県事業継続一時支援金の申請期間終了後に、令和3年5月分及び6月分の国の月次支援金を受給できない旨の通知を受けた場合は、申請できなくなるのですか。	・・・ 6
Q 2-5. 月次支援金と重複して受給していないことをどうやって確認するのですか。	・・・ 6
<b>3 県の時短要請協力金との関係について</b>	
Q 3-1. 令和3年5月以降の県からの営業時間短縮要請の対象の飲食店を営営していますが、要請に応じなかった場合、この支援金の対象になりますか。	・・・ 6
Q 3-2. もともと21時以降営業しておらず、県の営業時間短縮要請の対象となっていない飲食店は、対象になりますか。	・・・ 7
Q 3-3. 県の時短要請協力金を受給した飲食店と、時短要請の対象でない飲食店を営営していますが、対象になりますか。	・・・ 7
<b>4 給付対象者について</b>	
Q 4-1. 「中小法人等」とは、どのような法人のことですか。	・・・ 7
Q 4-2. 営利型の一般財団法人や一般社団法人は対象になりますか。	・・・ 7
Q 4-3. 資本金や常時使用する従業員数の基準日はいつですか。	・・・ 8
Q 4-4. 農林水産業を営む個人事業者は対象となりますか。	・・・ 8

Q 4-5. フリーランスは対象となりますか。	・・・ 8
Q 4-6. 「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」とは、どのような事業者が該当するのですか。	・・・ 8
Q 4-7. 今年開業しましたが、給付対象となりますか。	・・・ 9
Q 4-8. 新型コロナウイルスの影響により、すでに廃業したのですが、対象となりますか。	・・・ 9
Q 4-9. 支援金を受給した後に廃業した場合、どうなりますか。	・・・ 9
Q 4-10. ①本店が鹿児島県外にある法人ですが、県内に支店を置いて行っている場合、支援金の対象となりますか。 ②主たる事業所が県外にある個人事業者ですが、県内に居住している場合、支援金の対象となりますか。	・・・ 9
Q 4-11. 本店は県内にある法人ですが、県外で事業を行っており、県内で事業を行っていない場合、支援金の対象となりますか。	・・・ 10
Q 4-12. もともと事業収入のある時期が決まっており、昨年も一昨年も5月と6月には事業収入がありませんでした。他の月の収入が減っていれば対象となりますか。	・・・ 10
Q 4-13. 県内で、小売、飲食など複数部門を営んでいます。小売部門で事業収入が40%の減、飲食部門では60%の減となっていますが、1つの部門で売上減少率を満たしていれば、対象となりますか。	・・・ 10
<b>5 申請手続きについて</b>	
Q 5-1. 支援金の申請期間はいつからいつまでですか。	・・・ 10
Q 5-2. 支援金は、いつ頃振り込まれますか。	・・・ 11
Q 5-3. 給付に係る審査結果は、通知がありますか。	・・・ 11
Q 5-4. 申請書類はどこで入手できますか。	・・・ 11
Q 5-5. 申請書類の作成支援を受けられるサポート会場はありませんか。	・・・ 11
Q 5-6. なぜ簡易書留やレターパックで申請する必要があるのですか。県庁や県の出先機関に持参してよいですか。	・・・ 11
Q 5-7. 代理の名義で申請は可能ですか。	・・・ 12
Q 5-8. 申請者名義と異なる口座を指定することはできますか。	・・・ 12
Q 5-9. 現金で直接支援金を受け取ることは可能ですか。	・・・ 12
<b>6 申請書類について</b>	
Q 6-1. 申請書類に押印は必要ですか。	・・・ 12
Q 6-2. 誓約書の署名はパソコンで入力やスタンプでもよいですか。	・・・ 12
Q 6-3. 今回の申請にあたり、前回の鹿児島県事業継続緊急支援金申請時に提出した確定申告書や通帳の写し等の提出は省略できませんか。	・・・ 12
Q 6-4. 国の月次支援金の不給付通知書を添付する必要がありますか。	・・・ 13
<b>7 その他</b>	
Q 7-1. 事業の施設を有していることが申請の要件になりますか。	・・・ 13
Q 7-2. 事業実態がないにもかかわらず給付を受けた場合や、申請書に虚偽を記載して給付を受けた場合、どうなりますか。	・・・ 13
Q 7-3. この一時支援金は、課税対象となりますか。	・・・ 13

## 1 概要について

### Q 1-1. 支援金の概要について教えてください。

A. 今回の鹿児島県事業継続一時支援金は、県による飲食店への営業時間短縮要請や県外との往来自粛要請等の影響を受け、令和3年5月から6月までの間、ひと月の売上高が大きく減少した事業者に支援金を給付する制度です。

具体的には、令和3年5月又は6月の事業収入が、前年又は前々年同月比で50%以上減少した中小法人等に対して上限30万円を、個人事業者に上限15万円を給付します。

なお、国においては、本年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を受け、売上が50%以上減少した全国の事業者に対して月次支援金を給付しています。

このため、県の支援金は、国の支援金を補完し、その対象とならない事業者を支援することとし、月次支援金との併給はできないこととしています。

また、県の時短要請の対象者についても、協力金により支援が行われることを考慮し、給付対象外としています。

※ 給付要件等の詳細は、県ホームページに掲載している申請要領をご確認ください。

### Q 1-2. 支援金の使い道に制限はありますか。

A. 用途は限定されていないため、個々の状況に応じて事業継続のために広くお使いいただけます。

### Q 1-3. 算出方法における事業収入とは何ですか。

A. 確定申告書類において事業収入として計上するもの（売上）です。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。また、不動産収入や給与収入、雑所得等は含みません。

※ 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者の方については、給付要件を満たせば対象になります。

### Q 1-4. 副業の売上が減少している場合、対象となりますか。

A. 確定申告において事業収入があり、給付対象の要件に合致する場合は、対象になります。

Q 1-5. どうやって売上減少率を計算するのですか。

A. 原則として、売上台帳などで対象月（令和3年5月又は6月）の月間事業収入を、確定申告書で前年又は前々年の同月の月間事業収入をそれぞれ確認し、売上減少率を算出します。

詳細は、県ホームページに掲載している申請要領をご確認ください。

Q 1-6. 令和3年5月の売上減少率を算出すると、49.9%でした。小数点以下の取り扱いについて教えてください。

A. 小数点以下の切り上げ、四捨五入は行いません。

よって、お尋ねのケースは、申し訳ありませんが対象外となります。

Q 1-7. 新型コロナウイルスの影響を受け、令和3年6月末まで休業し、7月から再開しています。5・6月の売上高はゼロであるため、売上減少率は100%となりますが、申請できますか。

A. 県による飲食店への営業時間短縮要請や県外との往来自粛要請等の影響を受け、実際に5月、6月をすべて休業して売上実績がゼロの場合、5月又は6月を対象月として申請が可能です。

Q 1-8. 令和3年6月の売上が50%以上減少する可能性があります。まだ確定していません。見込みでも申請できますか。

A. 申請は売上実績で行っていただきますので、見込みでは申請できません。

Q 1-9. 複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできますか。

A. 申請は、法人又は個人事業者単位で行っていただくため、事業所や部門などが個々に申請することはできません。

Q 1-10. 前回の県事業継続緊急支援金を受給しましたが、今回も申請できますか。

A. 県事業継続一時支援金と県事業継続緊急支援金は対象期間等が異なる別々の制度です。前回の緊急支援金の受給の有無に関わらず、今回の一時支援金の給付要件を満たせば、受給可能です。

Q 1-11. 今回の一時支援金は、複数回受給することはできますか。

A. 複数回受給することはできません。

## 2 国の月次支援金との関係について

Q 2-1. 国の月次支援金と重複して受給できますか。

A. 令和3年5月分及び6月分のいずれか又は両方の月次支援金（国の支援金）と、県事業継続一時支援金（県の支援金）を併せて受給することはできません。（5月分及び6月分以外の国の支援金であれば、県の支援金と併せて受給できます。）

令和3年5月分及び6月分のいずれか又は両方の国の支援金の要件を満たし、かつ県の支援金の要件も満たしている事業者は、以下の区分に応じご対応ください。

① 令和3年5月分及び6月分両方の国の支援金の要件を満たしている場合

県の支援金よりも受給額が大きくなります。まずは国の支援金の申請をご検討ください。

受給額：国の支援金 中小法人等40万円，個人事業者20万円

県の支援金 中小法人等30万円，個人事業者15万円

② 令和3年5月分及び6月分いずれかのみ国の支援金の要件を満たしている場合

県の支援金の受給額が大きくなります。国，県どちらの支援金を受給するか選択の上，国又は県のいずれかに申請してください。

受給額：国の支援金 中小法人等20万円，個人事業者10万円

県の支援金 中小法人等30万円，個人事業者15万円

Q 2-2. なぜ国の月次支援金との併給が認められないのですか。

A. 月次支援金は，令和3年4月以降の緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受け，売上が前年又は前々年同月比で50%以上減少した全国の事業者に対して，国が支援を行うものです。

このため，県の支援金は，国の支援金を補完し，その対象とならない事業者を支援することとし，国の支援金（5月分，6月分）との併給はできないこととしています。

**Q 2 - 3. 国の月次支援金と県事業継続一時支援金は、それぞれどのような事業者が対象になるのですか。**

A. 県内における国の支援金の給付対象は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置実施都道府県内で時短要請等に応じている飲食店と直接・間接の取引がある農業・漁業や食品製造業等の事業者のほか、同地域内からの個人顧客に商品・サービスの提供を行っている、飲食・宿泊・バス・タクシーといった県内の旅行関連事業者及びその取引先事業者等も対象となります。

県の支援金は、県内のすべての業種の事業者を対象としており、国の支援金の対象とならない事業者を支援する制度としています。具体的には、野菜や花、魚等を地元住民のみに販売している小売店や、地域の顧客のみにサービスを提供している運転代行や美容室、クリーニング店、習い事教室等が対象になります。

**Q 2 - 4. 県事業継続一時支援金の申請期間終了後に、令和3年5月分及び6月分の国の月次支援金を受給できない旨の通知を受けた場合は、申請できなくなるのですか。**

A. 令和3年5月分及び6月分の国の月次支援金に申請し、不給付となった事業者については、申請受付期間を11月1日（月）（必着）まで延長する特例を設けています。詳細は、県ホームページに掲載している申請要領をご確認ください。

**Q 2 - 5. 月次支援金と重複して受給していないことをどうやって確認するのですか。**

A. 県の支援金の申請にあたり、申請内容に虚偽がないこと、5月及び6月のいずれか又は両方を対象月とした月次支援金を受給しておらず、今後も受給しないこと等を誓約する「誓約書」を提出いただきます。

また、国から月次支援金の受給者情報の提供を受け、その内容と突合を行うことによって、重複受給に係る確認を行うこととしています。

月次支援金との重複受給が判明した場合は、県の事業継続一時支援金の返還を求めるなど、厳正に対処します。

### **3 県の時短要請協力金との関係について**

**Q 3 - 1. 令和3年5月以降の県からの営業時間短縮要請の対象の飲食店を営営していますが、要請に応じなかった場合、この支援金の対象になりますか。**

A. 県が令和3年5月10日から6月20日までの間に行った営業時間短縮要請の対象である飲食店を有する事業者については、県の要請に応じて時短要請協力金を受給したか否かに関わらず、給付対象外となります。

Q3-2. もともと21時以降営業しておらず、県の営業時間短縮要請の対象となっていない飲食店のみを経営していますが、対象になりますか。

A. 県事業継続一時支援金の要件を満たせば、給付対象となります。

Q3-3. 県の時短要請協力金を受給した飲食店と、時短要請の対象でない飲食店を営営していますが、対象になりますか。

A. 本支援金の申請は、店舗単位ではなく法人又は個人事業者単位となります。

複数の飲食店を営営している事業者で、そのうちの1店舗でも、県が令和3年5月から6月までの間に実施した営業時間短縮要請の対象となる店舗に該当する場合は、本支援金の給付対象外となります。

#### 4 給付対象者について

Q4-1. 「中小法人等」とは、どのような法人のことですか。

A. 「資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること」、「資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下」のいずれかを満たす会社や会社以外の法人（※）を指します。

※会社以外の法人の例

農業法人、法人税法別表第二に該当する法人（公益財団（社団）法人、一般財団（社団）法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人等）、法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）

Q4-2. 営利型の一般財団法人や一般社団法人は対象になりますか。

A. 国の持続化給付金の対象と同様、医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人についても幅広く対象となります。

※法人の場合、資本金の要件があります。

- ・資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- ・資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

**Q 4 - 3. 資本金や常時使用する従業員数の基準日はいつですか。**

A. 申請日時点となります。

**Q 4 - 4. 農林水産業を営む個人事業者は対象となりますか。**

A. 個人の農業者，林業者，漁業者，農林水産関連事業者も対象となります。

個人農業者（白色申告，青色申告）は，月ごとの事業収入が税務書類で確認できないため，原則として，月平均の事業収入を算出（年間事業収入÷12か月）し，これに基づき給付要件に該当するかを判断します。

※ 県による飲食店への営業時間短縮要請や県外との往来自粛要請等の影響により事業収入が減少したわけではなく，生産物の出荷時期以外であるなどの理由で，通常事業収入を得られない月を対象月として申請することはできません。

**Q 4 - 5. フリーランスは対象となりますか。**

A. 事業として行っている場合のみ対象となります。確定申告書の写し等を提出していただき，業種や屋号，事業収入等が計上されているかどうかを確認させていただきます。

なお，雇用契約によらない業務委託契約等に基づく主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者の方についても，給付要件を満たせば対象になります。

**Q 4 - 6. 「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」とは，どのような事業者が該当するのですか。**

A. フリーランスを含む個人事業者の方で，雇用契約によらない，業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を，主たる収入として，税務上の雑所得又は給与所得で，確定申告をしている方が該当します。（確定申告において事業所得に係る収入がある方は該当しません。）

（例）

- ・委任契約に基づき，音楽教室や学習塾の講師など，「生徒を教える」という役割を委任されている方
- ・請負契約に基づき，成果物を納品されているエンジニアやプログラマー，WEBデザイナー，イラストレーター，ライターなど
- ・業務委託契約に基づき，化粧品や飲料など，特定取引先の商品を届け，集金する業務を委託されている方 など

※上記の職種であっても，会社等に雇用されている方（サラリーマンの方，パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等の方を含む。）は該当しません。



**Q 4 - 7. 今年開業しましたが、給付対象となりますか。**

A. 平成31年1月から令和3年4月30日までに開業した方は、特例により対応します。

開業年月日は、收受印が押印された「開業・廃業等届出書」又は「個人事業税開業届」の控え（写し）により確認します。

詳細は、県ホームページに掲載している申請要領をご確認ください。

**Q 4 - 8. 新型コロナウイルスの影響により、すでに廃業したのですが、対象となりますか。**

A. 事業の継続の支援を目的とした制度であるため、すでに廃業又は破産等をされた方は、対象となりません。また、申請時点において廃業又は破産等を予定されている方も対象となりません。

**Q 4 - 9. 支援金を受給した後に廃業した場合、どうなりますか。**

A. 申請時において事業継続の意思があることを誓約いただくこととなりますが、状況の変化により、一時支援金の受給後に廃業又は破産した場合は、支援金の返還義務はありません。

なお、自主的に返還を行いたい方はお問い合わせください。

**Q 4 - 10. ①本店が鹿児島県外にある法人ですが、県内に支店を置いて行っている場合、支援金の対象となりますか。  
②主たる事業所が県外にある個人事業者ですが、県内に居住している場合、支援金の対象となりますか。**

A. 本支援金は、以下に該当する事業者を対象としています。

- ・県内に本店（※1）又は主たる事務所（※2）を有する法人
- ・県内に主たる事業所又は納税地を有する個人事業者

よって、①は対象外、②は納税地が県内である場合は対象となります。

※本 店：会社の登記簿に記載された「本店」をいう。【株式会社、特例有限会社等】

主たる事務所：法人（会社を除く）の登記簿に記載された「主たる事務所」をいう。【医療法人、農業法人、一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人、公益法人等】

主たる事業所：所得税青色申告決算書及び白色申告に係る収支内訳書の「事業所所在地」欄に記載された事業所をいう。

Q 4-11. 本店は県内にある法人ですが、県外で事業を行っており、県内で事業を行っていない場合、支援金の対象となりますか。

A. 県内に本店がある法人で、給付要件を満たせば、対象となります。  
なお、県内での事業実態を資料等により確認させていただく場合があります。

Q 4-12. もともと事業収入のある時期が決まっており、昨年も一昨年も5月と6月には事業収入がありませんでした。他の月の収入が減っていれば対象となりますか。

A. 本支援金は、県による飲食店への営業時間短縮要請や県外との往来自粛要請等の影響を受け、令和3年5月又は6月の事業収入が前年又は前々年同期比で50%以上減少していることが要件ですので、給付対象外となります。

Q 4-13. 県内で、小売、飲食など複数部門を営んでいます。小売部門で事業収入が40%の減、飲食部門では60%の減となっていますが、1つの部門で売上減少率を満たしていれば、対象となりますか。

A. 本支援金の申請は、法人又は個人事業者単位で認められるため、事業者が複数部門を営んでおり、その一部の事業部門だけが要件を満たしていても、事業者全体として要件を満たしていない場合は、給付対象となりません。

## 5 申請手続きについて

Q 5-1. 支援金の申請期間はいつからいつまでですか。

A. 申請期間は令和3年7月26日（月）から9月7日（火）まで（当日消印有効）とします。

ただし、令和3年5月分及び6月分の国の月次支援金に申請し、不給付となった事業者については、申請受付期間を11月1日（月）まで延長する特例を設けています。

詳細は、県ホームページに掲載している申請要領をご確認ください。

**Q 5 - 2. 支援金は、いつ頃振り込まれますか。**

- A. 提出された申請書類の記載内容、証拠書類等に不備がない状態であれば、最短で2週間程度でお支払いできるものと考えています。
- 多くの方からの申請に備え、必要な審査体制を確保し、一日でも早くお支払いできるように努めております。

**Q 5 - 3. 給付に係る審査結果は、通知がありますか。**

- A. 支援金の給付を決定した場合は、申請者へ決定通知書を送付します。
- また、審査の結果、給付を行わない場合も、文書で通知いたします。

**Q 5 - 4. 申請書類はどこで入手できますか。**

- A. 緊急支援金の申請書や申請要領は、7月26日（月）に県ホームページへ掲載しています。また、以下の場所で書類を受け取ることができます。
- ・ 県庁（1階正面玄関近くの配架コーナー）
  - ・ 県の各地域振興局・支庁（離島事務所含む）
  - ・ 各市役所・町村役場      ・ 各商工会議所・商工会
  - ・（公財）かごしま産業支援センター

**Q 5 - 5. 申請書類の作成支援を受けられるサポート会場はありませんか。**

- A. サポート会場はございません。
- ご不明な点は、鹿児島県事業継続一時支援金のコールセンターへお尋ねください。

コールセンター：099-201-6202（平日9～17時）

**Q 5 - 6. なぜ簡易書留やレターパックで申請する必要があるのですか。県庁や県の出先機関に持参してよいですか。**

- A. 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申請書の持参はご遠慮ください。
- 万一、申請書類が届かない状況が生じた場合も、申請者において送付物を追跡確認できるよう、簡易書留又はレターパックで申請いただくこととしています。

※ 申請書の送付先は県庁ではありませんので、ご注意ください。

送付先：〒892-0838

鹿児島市新屋敷町16番（公社ビル4F 428号）

鹿児島県事業継続一時支援金給付事業事務局 宛

**Q 5 - 7. 代理の名義で申請は可能ですか。**

A. 申請は、法人（代表者）、個人事業者ともに、本人による申請となります。身近な方や日頃手続きのご相談をされている方などに、申請の支援をしてもらうことは問題ありません。ただし、一時支援金の代理申請や代行入力などを装った詐欺にはご注意ください。

**Q 5 - 8. 申請者名義と異なる口座を指定することはできますか。**

A. 同一名義としてください。

**Q 5 - 9. 現金で直接支援金を受け取ることは可能ですか。**

A. 口座振込のみとなります。

## **6 申請書類について**

**Q 6 - 1. 申請書類に押印は必要ですか。**

A. 行政手続きにおける押印廃止に伴い、申請様式等に押印をする必要はありません。  
なお、誓約書には、申請者の意思確認及び本人確認のため、自署による提出を求めています。

**Q 6 - 2. 誓約書の署名は、パソコンで入力やスタンプでもよいですか。**

A. 氏名（法人の場合は代表者氏名）は、必ず自筆で署名してください。

**Q 6 - 3. 今回の申請にあたり、前回の鹿児島県事業継続緊急支援金申請時に提出した確定申告書や通帳の写し等の提出は省略できませんか。**

A. お手数ですが、前回ご提出いただいた書類も含め、改めて申請書類一式をすべて揃えてご提出ください。（添付書類の省略はできません。）

**Q 6 - 4. 国の月次支援金の不給付通知書を添付する必要がありますか。**

A. 9月7日までに申請いただく場合は不給付通知は不要です。

ただし、令和3年5月分及び6月分の月次支援金に申請し不給付となった事業者で、9月8日以降、申請期間特例により本支援金に申請する場合は、不給付通知（写し）の添付が必要です。詳しくは、申請要領をご確認ください。

## **7 その他**

**Q 7 - 1. 事業の施設を有していることが申請の要件になりますか。**

A. 施設の有無は要件ではありません。

**Q 7 - 2. 事業実態がないにもかかわらず給付を受けた場合や、申請書に虚偽を記載して給付を受けた場合、どうなりますか。**

A. 申請書の審査段階において不正等が疑われる場合、事実確認のため、別途資料の提出を求めることなどがあります。給付要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、支援金の不給付決定を行います。不正受給等が判明した場合は、所轄警察署等へ速やかに通報するとともに、給付した支援金の返還、加算金を納付いただくなど厳正に対処します。

(不正な申請の例)

- ・事業を実施していないにもかかわらず、必要書類を偽造して事業実態があるように見せかけて申請している。
- ・売上台帳等を偽造して実際の売上より少なく見せかけ、給付要件を満たしていると装って申請している。 など

**Q 7 - 3. この一時支援金は、課税対象となりますか。**

A. 本支援金は、厳しい経営環境にある事業者の事業継続を支援するため、用途に制約のない資金を給付するものです。これは、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。